

垂水市と国立大学法人鹿児島大学との 包括連携に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と国立大学法人鹿児島大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、包括的な連携の下、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる基本事項について連携及び協力する。

- (1) 垂水市の住民福祉の向上に関すること
- (2) 垂水市のまちづくりに関すること
- (3) その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、連携事業の進捗状況等の検証を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了日の翌日から更に3年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（疑義の処理）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印して、各1通を保有するものとする。

平成21年1月27日

甲 垂水市上町114番地
垂水市長

水迫順一



水迫順一

乙 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学長 吉田浩己

吉田浩己

